

自由権規約第 18 条、第 19 条、第 21 条に関する市民団体 共同報告書

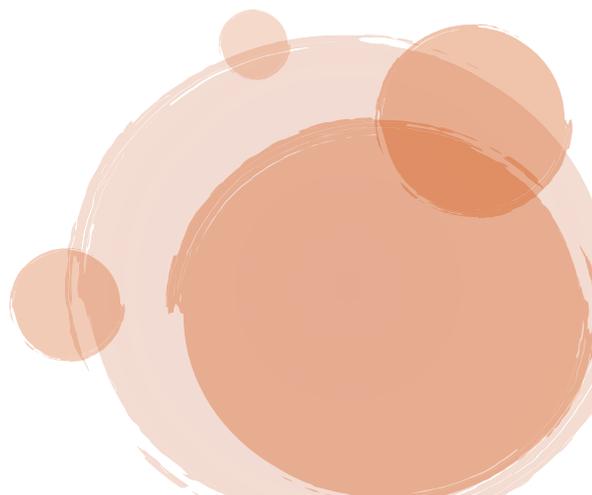
国連自由権規約委員会
第 7 回日本政府審査

2022 年 1 月 31 日

第 1 部: 表現の自由

**第 2 部: デジタル庁法と重要土地調査
規制法**

表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合



目次

はじめに.....	1
第1部 表現の自由.....	2
第1 2021年の「表現の不自由展」.....	2
1. 求める勧告.....	2
2. 勧告の理由.....	2
第2 日本学術会議会員候補者6名の任命拒否に関わる政治的意見に基づく差別と表現の自由の侵害 4	
1. 求める勧告.....	4
2. 勧告の理由.....	4
第3 世耕弘成大臣によるSLAPP訴訟が公人に関する表現の自由を抑圧する.....	7
1. 求める勧告.....	7
2. 勧告を求める理由.....	7
第2部 デジタル関連6法と重要土地調査規制法.....	9
第1 デジタル関連6法.....	9
1. 求める勧告.....	9
2. 勧告の理由.....	10
第2 重要土地調査規制法.....	17
1. 求める勧告.....	17
2. 勧告の理由.....	17
別添1：日本学術会議法（Law No. 121, 1948）.....	24

はじめに

この報告書は、以下の市民団体の協働によるものである。

- 1 アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」
- 2 移住者と連帯する全国ネットワーク
- 3 板橋高校卒業式事件から「表現の自由」をめざす会
- 4 FoEジャパン
- 5 外国人・民族的マイノリティ人権基本法と人種差別撤廃法の制定を求める連絡会
- 6 学問と表現の自由を守る会
- 7 監獄人権センター
- 8 共謀罪対策弁護団
- 9 共謀罪No!実行委員会
- 10 グリーンピース・ジャパン
- 11 市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS)
- 12 自由人権協会
- 13 人種差別撤廃NGOネットワーク (ERDネット)
- 14 東京・教育の自由裁判をすすめる会
- 15 土地規制法廃止アクション事務局
- 16 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
- 17 日本国際ボランティアセンター (JVC)
- 18 日本消費者連盟
- 19 日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)
- 20 反差別国際運動
- 21 ピースボート
- 22 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
- 23 秘密保護法対策弁護団
- 24 ヒューマンライツナウ
- 25 メディア総合研究所

第1部 表現の自由

第1 2021年の「表現の不自由展」

(事前質問リスト問23に対して)

私たちは、報告書「第1部 表現の自由・報道の自由・集会の自由・知る権利」の「第1 表現の自由に対する危機の深まり」に追加して、2021年に発生した事態について報告する。

1. 求める勧告

(1) 締約国は、文化・芸術表現に対する不当な脅迫・攻撃が行われないよう、適切な措置を講じるべきである。

(2) 国や地方公共団体は、政府の考え方と異なることを理由に、文化・芸術表現の発表の機会を不当に制約してはならない。

(3) 締約国の警察組織は、警察法に基づき政治的な中立性を守り、政府に対する批判的な言論表現を暴力的に妨害してはならない。

2. 勧告の理由

事前質問リスト 問23

前回の総括所見（パラ22）に関し、「公共の福祉」という曖昧かつ制限のない（open-ended）概念を明確にし、同概念が本規約第18条及び第19条の3に規定された厳格な制限を超えて思想、良心及び信教の自由又は表現の自由に対して制限を課さないことを保障するために取られている措置につき報告願いたい。

「表現の不自由展」は、公的施設などで展示を拒否された芸術作品などを、実際に鑑賞する機会を保障することをめざす営みだ。この展覧会は、天皇制、「慰安婦」問題、原発事故、沖縄米軍基地などをテーマとした作品を集めている。

2021年6月25日に開幕する予定だった「表現の不自由展・東京」は、6月3日に開催を公表した直後から、開催予定の民間のギャラリーに対し、右派による妨害メールや電話、街頭宣伝が始まった。街宣では、十数名がマイクや肉声で展示内容やギャラリーを貸すことへの非難を大音量で行っていた。地元警察署から警察官が現場に来て、警察官たちは右派たちに対してマイク使用をやめるよう説得するだけで、消極的な対応に終始した。同展の実行委員会はやむなく会場変更を試みたが、結果として6月24日に「延期」を発表した。それ以降、実行委員会は、新会場での開催を模索している。

名古屋では、地元の実行委員会による同展が7月6日に予定通り開幕したが、開催されて三日目の朝、「市民ギャラリー栄での郵便物破裂」を理由に、行政側によって会場の利用停止処分と臨時休館が強行された。実行委員会は行政側に抗議したが、名古屋市および施設管理者、警察は不誠実な対応だった。地元

の実行委員会は、公共施設における4日間の展示を回復させるため、法的措置も含めて検討している。

大阪市内で地元の実行委員会が企画した「表現の不自由展・かんさい」では、大阪府営の会場である「エル・おおさか」の指定管理者が、会期前の6月25日、「安全確保」を理由に使用許可を取り消した。大阪府もこれを容認した。地元の実行委員会は、公共施設の利用について定めた地方自治法や最高裁判例などに基づいて、大阪地裁に処分取消の本訴と執行停止を申し立てた。その結果、7月9日に大阪地裁がギャラリーの使用承認取消処分の効力停止を決定した。指定管理者は大阪高裁に即時抗告したが、すぐに棄却され、7月16日には最高裁も抗告を棄却した。展示は予定通り開催され、会期中は連日、右翼組織による街宣など妨害行為が行われたが、一方で大勢の観客が訪れ、実行委員会や市民グループによって展示を守り抜く行動を貫いて、無事に会期を終えた。

7月24日に開かれた京都での展示は、当初は「平和のための京都の戦争展」の一部として「平和の少女像」を展示する企画だったが、準備段階で「戦争展」主催者団体の内部で反対意見が出たため、「戦争展」とは別会場として、一般には非公開とされた。

表現の自由が暴力によって奪われようとしているのに、そうした行為を止める努力を払おうとしない行政や警察の怠惰な姿勢が、改めて浮かび上がっている。

第2 日本学術会議会員候補者6名の任命拒否に関わる政治的意見に基づく差別と表現の自由の侵害

2020年10月1日に菅義偉首相による日本学術会議会員候補者6名の任命拒否は、日本学術審議会法に違反し、日本国憲法第23条の「学問の自由」を侵害する行為であった。日本学術会議法第7条第2項に「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と規定され、その第17条には「優れた研究又は業績がある科学者」と規定されている。この任命拒否は同法第3条の「独立して」と規定された同会議の独立性に対する侵犯行為でもある。さらに同法第2条は、日本学術会議を「我が国の科学者の内外に対する代表機関」と明示しており、アカデミー人事への政治介入は憲法第23条の規定する「学問の自由」に反する違法行為でもある。学問の自由は表現の自由の範疇とされるから、自由権規約19条を侵害する行為である。それとともに重大なのは、政治的発言を行った候補者が任命拒否されている点である。これは、政治的意見に基づく差別を禁止した自由権規約26条に違反するものであり、許されてはならない。

この任命拒否に対し日本学術会議は10月3日、①任命拒否の理由を説明すること、②6名の速やかな任命を行うことを求める「要望書」を首相に提出したが、1年以上を経過した今も「要望書」への対応は行われていない。その一方で、政府与党は日本学術会議を改組する政治介入を継続し、日本学術会議法の改正を準備している。

1. 求める勧告

締約国は、自由権規約19条、26条を遵守し、日本学術会議法に則って、

- (1) 任命拒否された6名の会員候補者を直ちに任命し、かつ
- (2) 任命拒否の理由を説明すべきである。また、日本学術会議の独立性を尊重し、政治介入を中止すべきである。

2. 勧告の理由

日本学術会議は、戦前国家統制によって学問の自由が踏みにじられて戦争に突入した歴史の反省を踏まえて、1949年に創設された日本の国立アカデミーである。この組織は、政治権力からの独立を法的に明記され、科学者の立場から多数の政策提言を行ってきた。また同法で「科学者の内外に対する代表機関」として科学者共同体の代表組織、国際アカデミーの活動に参加してきた。科学者共同体を代表するアカデミー人事への政治介入は、日本学術会議法第3条、第7条、第17条に対する違法行為であり、日本国憲法第23条の学問の自由を侵害する行為でもある。学問の自由は国際的には表現の自由の範疇とされるから、これは自由権規約19条の侵害である。政府は、この違法状態を一刻も早く解消し、速やかに6名の会員候補者を任命すべきである。

日本学術会議会員は、日本学術会議が所属する内閣府の長である首相によって任命されるが、その選出と推薦は日本学術会議において行い、病気その他による会員の辞任については日本学術会議の「申し出」、

犯罪の発覚などの不適格者の任命を取り消す場合も日本学術会議の「同意」を必要とすることが日本学術会議法に明記されている。さらに、首相の任命権については、国会審議（1983年）において、「形式的」であり日本学術会議の推薦に対する拒否権がないことも、当時の中曽根首相の答弁によって確認されている。それらの法的・行政的ルールを冒した任命拒否は任命権の濫用である。さらに任命拒否は首相官邸と内閣府内部の「秘密文書」によって準備されたことが明らかになっている。首相は、任命拒否の経緯と理由を説明しなければならない。

この日本学術会議会員候補者6名任命拒否は、社会を激震させる衝撃をもたらした。政権がこれほどあからさまに学問の自由を侵害することは、戦後の日本においてなかったからである。この違法行為と学問の自由の侵害に対して、これまで1000以上の学会、500近い団体が抗議声明を発表してきた。

6名は人文社会科学の研究者（法学、政治学、歴史学、宗教学）であり、安倍政権が推進した安保関連法・特定秘密保護法の制定に反対する発言もしくは反対声明の賛同の意思表示を行っていた。そのことが多方面から指摘されているのに、菅首相は、内閣府内の「秘密文書」によって任命拒否が行われた経緯となぜ6人が任命拒否の対象になったかについて、何も説明しなかった。そのことから、任命拒否の理由が政治的発言に基づく差別であることが強く推認される。それは、自由権規約26条が禁止する政治的意見による差別に該当する。また、政府が説明責任を果たさないことにより、表現の自由が委縮させられてしまう。

なお当事者6名は、1000名以上の法律家の支援を受けて、行政情報および自己情報の開示請求を行い、さらに審査手続きを進めている。

菅首相は、任命拒否の法的根拠として憲法第15条（公務員の地位・選挙権・投票の秘密）を主張している。しかし、憲法第15条は公務員の地位と国民による選挙権を規定した条文である。これを根拠にして、国会で「形式的」と確約された学術会議候補者の任命を内閣総理大臣が拒否することは法的に無理がある。

任命拒否の直後、政府自民党は党内にプロジェクト・チームを組織し、日本学術会議の組織改編の「提言」を作成して日本学術会議法の法改正を提起し、内閣府の組織である科学技術イノベーション会議で法改正の準備を進めている。日本学術会議が慎重な姿勢を示した軍事研究についての防衛省との軋轢が背後にあると考えられる。国立アカデミーである日本学術会議に対する政治介入は日本国憲法第23条の学問の自由と自由権規約19条を侵犯する行為であり、直ちに中止すべきである。日本学術会議は政府の政府自民党の改革案に対して、ナショナル・アカデミーの要件として、「①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性」を明記している。日本学術会議の改革は、この5つの要件を充たした同会議が提案している改革案を尊重して議論されるべきである。そうでなければ、更なる自由権規約19条の侵害となる。

参考資料：日本学術会議法（別添1）

第3 世耕弘成大臣による SLAPP 訴訟が公人に関する表現の自由を抑圧する

2019年8月30日、青山学院大学の中野昌宏教授が、世耕弘成元経済産業大臣（当時は「現職」）から名誉毀損で訴えられるという事件が起きた。この事件は、ネット上の言論の自由を守るという意味で、この状況において重要な役割を担っている。

世耕議員が提起した訴訟の趣旨は、以下の通りである。中野教授が、世耕大臣が原理研究会（CARP：旧ムーニー、統一教会の下部組織。UC）に関わっていたという趣旨のツイートをした。しかし、これは事実ではなく、世耕大臣の名誉を傷つけた、とするものである。

1. 求める勧告

- (1) 現職の大臣が、民間人に対して、その考え方について批判的言論を公にしたツイッターを公表したことについて、名誉棄損訴訟を提起したことは、表現の自由を侵害するものであり懸念を表明する。
- (2) 締約国は、スラップ訴訟を明確に禁ずる法制度を準備し、提案するべきである。

2. 勧告を求める理由

(1) 自民党と統一教会の深い関係

統一教会は、実は日本の与党である自民党と長期的かつ深い関係にある。2021年9月には安倍晋三元首相が統一教会の関連団体の大会に出席し、トランプ元米大統領と一緒に祝辞を述べている。

日本の良識ある市民は、統一教会を反社会的な組織と考えている。しかし、世耕議員が所属する自民党では、統一教会は市民権を得ており、多くの国会議員が統一教会の信者から物心両面の支援を受けている。このような統一教会に対する矛盾した評価が、現在の日本の市民社会の実態である。

(2) 事件のポイント

世耕議員は、大学時代に統一教会と関係していたことが長年にわたって繰り返し言及されてきた。にもかかわらず、世耕議員が、26万人以上のフォロワーを持つ自身の公式ツイッター・アカウントなどを使って、その関係を公に否定したことはない。

また、世耕議員は、生活保護を受けている市民には「フルスペックの人権」を与えるべきではないとするなど、人権に関する異常な意見を発表しており、統一教会と思想的な共通点があることが判明している。

中野教授の2つのツイートは、与党の有力政治家の政治的・思想的な傾向を問う公共性のあるものであった。

日本の現役経済産業大臣（当時）が、この2つのツイートについて、事前の削除要請もなく、突然、一民間人を相手に訴訟を起こしたという状況は、異例なものである。

(3) 公人に関する表現の自由は幅広く保障されるべきである。

中野教授は、この訴訟自体が SLAPP 訴訟であると主張して、世耕議員に対して、この訴訟が不当訴訟であるとして反訴している。

日本には、SLAPP 訴訟を禁ずる法律はなく、判例理論も確立していない。中野教授の弁護団は、欧州人権裁判所のアクセル・スプリングァー判決などを引用して、国会議員を含む公人に対する言論についても、表現の自由が広く保障されるべきであると主張した。また、Dirk VorHoof 教授が 2017 年に発表した論文「Freedom of Expression versus the Right to Privacy and Reputation」の中で、以下のように述べている。

「公共の利益に関わるジャーナリズムを如何に守るか

91. (中略) 民主主義社会の議論に貢献できる事実を報告することと、例えば公的機能を行使している政治家に関連することと、そのような機能を行っていない個人の私生活の詳細を報告することとは、根本的に区別する必要がある。」¹

そして、中野教授の弁護団は、以下のように主張した。

「本件訴訟の原告は、表現行為当時、経済産業大臣の地位にあった者であり、また、与党の国会議員であり、大臣退任後も自民党の参議院幹事長の地位にある者であるから、"公人の中の公人"であることは論を待たない。」

仮に、原告の主張、すなわち、これらのツイートが虚偽であると仮定しても、本件のツイートは、原告が何十年も前の学生時代に、原告が反社会的団体と考える統一教会や CARP に所属していた疑いがあることを指摘しているものである。このような大昔の事実を明らかにすることで、原告の現在の社会的評価が低下するとは考えにくい。むしろ、「公人の中の公人」である原告の大臣や与党議員としての適格性に関する批判的な言論であるとみるべきである。

このような被告による「公人の中の公人」である原告に対する批判的言論は、自由な議論を通じて被告の社会的評価に組み込まれるべきものであり、表現者である被告が名誉毀損の不法行為として損害賠償責任を負うほどの違法性はない。仮にこのツイートによって世耕議員の社会的評価が低下したとしても、その低下の程度は法的保護に値しないと主張している。

¹ Von Hannover, Freedom of Expression versus the Right to Privacy and Reputation, § 63, and Standard Verlags GmbH, cited above, § 47 を参照。

第2部 デジタル関連6法と重要土地調査規制法

第1 デジタル関連6法

1. 求める勧告

(1) 締約国は、2021年5月12日に成立したデジタル関連6法について次のような措置をとるべきである。

1) デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法及び個人情報保護法について

以下の法改正をする。

- ① デジタル社会形成基本法及び個人情報保護法にプライバシー権の一内容である自己情報コントロール権の保障を明記する。
- ② デジタル庁設置法は内閣総理大臣とデジタル大臣に、他の中央官庁のいずれにも例がない強大な権限を与えている。この権限が濫用されると国民に重大なプライバシー侵害が生じるおそれがある。このような危険性を防止するため、
 - i デジタル庁を内閣ではなく内閣府の外局に置く。
 - ii デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とする。
 - iii デジタル大臣の勧告についての尊重義務の規定を削除する。

2) 改正個人情報保護法について

- ① 改正後の個人情報保護法69条2項2号及び3号の「相当の理由」と「特別の理由」をより厳格な条項に改めるなど、行政機関等が保有する個人情報の目的外利用や提供が許される場合を厳しく限定する法改正をする。
 - ② 個人情報保護法については、個人情報保護委員会の組織を、少なくとも公正取引委員会と同じ程度に、常時800名程度の職員と各地方事務所を有する組織に拡大強化する。また、その国及び地方公共団体等の各行政機関等（以下「各行政機関等」という。）に対する監視・監督のための権限について抜本的に強化する。
 - i 犯罪捜査と外交防衛分野に係る個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表及び個人情報保護委員会への事前通知を義務付ける法改正をする。
 - ii 個人情報保護委員会に各行政機関等に対する立入調査と命令の権限を付与する法改正をする。
 - iii 個人情報保護委員会の国会に対する年次報告について、従来の報告の方法を改める。少なくとも各行政機関等については厳格な調査を行い、その報告が詳細になされるように、運用を抜本的に改める。
 - ③ システム標準化等の実施に当たっては、各行政機関等が保有する個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報に各行政機関等がアクセスできる「一元管理」の方法を採用することは禁止する。各行政機関等が個人情報を管理する「分散管理」の方法を採用することを徹底する。
- 3) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく地方公共団体の情報システムの標準化及びデジタル社会形成基本法等に基づくシステムの共同化等は、地方公共団体の業務の改善や住民サービス向上のための手段にすぎない。システム標準化を自己目的としてプライバシー保護を後退させてはならない。そのため、システム標準化等を進めるに当たっては、地方公共団体の事務執行における裁量を十分に確保し、プライバシー保護を後退させない仕組みとなるよう法改正すべきである。

(2) デジタル関連 6 法の運用について次のような適正な運用をすべきである。

- 1) 預貯金口座とマイナンバーの紐づけを強制してはならない
- 2) 預貯金口座と個人番号（マイナンバー）との紐付けについては、事実上の強制とならない運用を徹底すべきである。

(3) 個人情報保護委員会だけでなく情報機関を監視する専門の第三者機関の創設をすべきである。

内閣情報調査室、公安調査庁や自衛隊情報保全隊、警備公安警察等の活動について専門的に監視・監督する監視システムは存在しない。各都道府県警察に置かれる公安警察組織については、国と地方における公安委員会から監視・監督する建前となっているが、実際には機能していない。2021年6月に国会で成立した「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律」（以下、「土地規制法」という）に関して設置される予定の機関についても有効な監視・監督機関はない。この設置される予定の機関とは、内閣府に設置される予定とされる収集された住民などの個人情報等の分析機関や、警察庁サイバー局・サイバー直轄隊である。

これらの情報機関の活動については、個人情報保護委員会が監視・監督を行っていくこととなるが、個人情報保護委員会は官民の広範な監督対象を持つことから、同委員会だけで十分な監視監督が行われることは保障できない。

よって、個人情報保護委員会による監視・監督に加えて、別個の独立した専門の第三者機関を設立し、職権で、特定秘密、上記の情報機関の集めた情報、及び、デジタル庁が共通仕様化し情報各機関に集約された情報等について、その中身までをチェックし、不適切な取り扱いが行われていることが明らかになった場合には、これに対して是正の勧告・命令ができる制度を構築すべきである。

2. 勧告の理由

(1) デジタル関連 6 法とは

日本において2021年5月12日に成立したデジタル関連 6 法とは、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備法、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の総称である。

このデジタル関連6法を、日本政府が、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であることなどを理由として、2021年2月9日閣議決定し、国会に提出し、同年5月12日に国会で可決・成立させた。

デジタル関連6法は、法案提出段階から、個人のプライバシー・個人情報保護において十分なものが危惧された。しかし、同法は、63の改正法を束ねたものなのに、衆議院と参議院の両院あわせて、わずか50数時間しか審議されなかった。そして、コロナ禍の下で市民集会などの開催が極めて困難な中で、国民の大きな反対の声を作ることは難しかった。そのため、前述の危惧は払拭されなかった。デジタル関連6法にはプライバシー・個人情報保護の観点から、以下の問題がある。

(2) デジタル関連6法が個人のプライバシー・個人情報保護を後退させる

デジタル社会形成基本法（以下、「基本法」という）は、デジタル社会の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とするもので、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにしている。しかし、基本法の内容は、国民の便利で幸福な生活を強調するあまり、個人のプライバシー・個人情報保護を後退させるものとなっている。

基本法は、基本理念として個人の権利利益が害されないことを掲げ（10条）、基本方針として個人情報の保護を掲げている（33条）。しかし、それらは抽象的な理念や方針に過ぎず、自己情報コントロール権は明記されていない。しかも、10条は、法人の権利利益や国の安全等と並べられ、相対化されている。国会審議の中で、野党は「個人に関する情報の取扱いについて自ら決定する権利」を法の目的に明記するという修正提案も提出したが、同提案は否決された。「デジタル庁設置法」やデジタル関連6法中の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備法」によって改正された個人情報保護法においても、自己情報コントロール権は明記されなかった。

2003年に日本において個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が制定された以降、プライバシー権の一内容である自己情報コントロール権は、日本の判例及び学説の展開により承認されるべき段階にある。しかしながら、基本法は、自己情報コントロール権を認めたものとは言えず、日本社会のデジタル化を進める法制度として欠陥を有している。

このように自己情報コントロール権を認めない法制度は、自由権規約17条に反するものである。

(3) 内閣総理大臣とデジタル大臣に大きな権力を与えるデジタル庁設置法

デジタル庁の組織及び権限には大きな問題がある。デジタル庁設置法では、強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織としてデジタル庁を設置し、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、個人番号（マイナンバー）、データ利活用等の業務を強力に推進するため、内閣直属の組織とし（2条）、その長は内閣総理大臣とする（6条）。また、関係行政機関の長に対する勧告権を有するデジタル大臣（8条）のほか、特別職のデジタル監等を置くとされている。デジタル大臣は、特に必要があると

認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができ、行政機関は、当該勧告を十分に尊重しなければならないとされている（8条5項）。これは、災害に対応して設置された時限組織であった復興庁にしか前例がない、異例の規定である。

デジタル庁の位置付け及び強大な権限や情報システムの共通仕様化は、後述する保有個人情報の緩やかな利活用及び提供制限の規定が濫用されることによって、以下の事態を招く危険性がある。つまり、各行政機関や地方自治体の保有個人情報がデジタル庁や内閣情報調査室、公安警察組織、新設された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づいて設けられる情報分析機関、さらには今後設置される予定とされる警察庁サイバー一局サイバー直轄隊等にみだりに情報の集積・集中管理・利活用される事態である。

このようにしてデジタル庁などに集積された個人情報がひとたび漏洩すると、その影響は計り知れないものとなる。

また、デジタル庁は、局も課も置かれない、いわゆるアジャイル型組織とされる。行政組織として極めて特殊で不透明な構成である。取り扱う個人情報が組織内の部局の壁がないままに不適正に利活用・流用されるおそれすらある。

このような状況は、監視社会を招く危険があり、自由権規約19条で保障される表現の自由の萎縮につながるものである。

よって、デジタル庁については、このような異例な組織構成を改める法改正をすべきである。すなわち、金融庁や消費者庁などと同様に、内閣ではなく内閣府の外局に置き、デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とし、デジタル大臣の勧告については他の省庁には見られない尊重義務の規定を削除すべきである。

- (4) センシティブ情報を含む個人情報の目的外利用や提供に対する規制をより厳格なものとするべきである。

1) 整備法の問題点

関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」という。）では、関連する63の法律を改正し、整備を一括して行う仕組みとなっている。とりわけ、民間部門、行政機関、独立行政法人等を対象機関とする個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方自治体の制度についても全国的な共通ルールを設定し、所管が分かれていたものを個人情報保護委員会に一元化し、さらに医療・学術分野における現行法制の不均衡を是正することとしている。また、転職時等の使用者間での特定個人情報の提供（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の一部改正）、国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携の実施（番号法・住民基本台帳法（以下「住基法」という）の一部改正）、地方公共団体情報システム機構法（以下「J-LIS法」という）による個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化（番号法・J-L

IS法の一部改正)が盛り込まれた。そのほか、民法、戸籍法、宅地建物取引業法、建築士法、社会保険労務士法等を改正し、国民の負担の軽減及び利便性の向上に資するように、押印や書面の交付等を求める手続の見直しがなされた。

しかし、整備法においては、個人のプライバシー・個人情報の保護の観点からみて、多くの問題点がある。特に、現行行政機関個人情報保護法8条に規定されている個人情報の利用及び提供が許容される条件が、改正個人情報保護法69条として、そのまま維持されている。すなわち、行政機関が個人情報を例外的に利用及び提供できる場合の条件を「相当の理由」及び「特別の理由」がある場合として、極めて緩やかかつ恣意的運用の容易な規定となっている。しかし、情報の共通仕様化が図られ、デジタル化が強力に推し進められる現代にあつては、この規定が定める「相当の理由」及び「特別の理由」については、より厳格な規定に改訂するべきであった。法規定がそのままであっても、共通仕様化が図られたことにより、69条の規定が濫用され、個人情報、特にセンシティブ情報(機微な情報)がみだりに収集され目的外で利用される危険性が高まっている。

そもそも2003年の行政機関個人情報保護法の制定当時には、法制定を提言した総務大臣政務官主宰「行政機関等個人情報保護法制研究会」は、2001年10月19日「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について—電子政府の個人情報保護」と題する報告書を取りまとめ、センシティブ情報については、「引き続き、国民等の意見及び要望を踏まえつつ、個別分野ごとの専門的な検討を行うことを期待する」として、今後の課題とされていた。衆議院個人情報の保護に関する委員会と参議院個人情報の保護に関する委員会も「特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること」という同様の付帯決議がなされていた。ただし、このような立法措置は取られないままとなっていた。

ところが、デジタル関連6法では、センシティブ情報を含む個人情報がデジタル庁の下に一元的に管理される仕組みとなっているにもかかわらず、センシティブ情報について、個別分野ごとの保護の専門的な検討はなされていない。このまま、施行されれば、監視社会化につながる強い危険性があり、前述の通り、自由権規約19条の規定する表現の自由を萎縮させるものである。

2) 個人情報保護条例の柔軟な構築の必要性

地方公共団体における個人情報保護条例は、国に先んじて地方公共団体が住民との合意のもと、構築してきたものである。そのため、国の定める法律に先んじて、先進的な定めがなされている場合も多い。具体的には、センシティブ情報の取得に際して個人情報保護審議会の審議を要求する、死者についても個人情報として認める、外部機関とのオンライン結合に制限を設ける、等である。

このような自治体独自の取組みは、地方自治の本旨に基づき尊重されるべきであり、国から一方的に排除を求めることは、憲法が定める団体自治を侵害するものである。したがって、地方公共団体が個人情報保護条例を定めるにあたっては、柔軟に独自の個人情報保護措置を講じることを認めるべきである。そのような措置が認められなければ、自由権規約17条のプライバシー保護に反する

こととなる。

(5) 個人情報保護委員会による監督権限を大幅に強化する必要がある

整備法における個人情報保護法改正によって、個人情報保護委員会がすべての行政機関に対する監督権限を持つことになった。この点は一步前進である。

しかし、個人情報保護委員会の監督権限は、資料の提出及び説明要求、実地調査、指導・助言及び勧告にとどまるものである（153～156条）。それは、行政機関による個人情報の不適切な利用をチェックするためのものとしては実効的とはいえない。この点は、個人情報保護法が、民間部門に対しては、立ち入りや帳簿書類その他の物件の検査権限（143条）や命令権限を付与している（145条）のとは異なる。個人情報保護委員会の行政機関への監督権限は貧弱であるといわざるを得ない。

衆議院と参議院の各内閣委員会における附帯決議によれば、各行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を個人情報保護委員会が監視することとされている。しかし、個人情報保護委員会の権限が勧告に留まるならば、適正な監督は不可能である。個人情報保護委員会による指導監督は、地方警察をも含む警察情報や、自衛隊の情報保全隊、内閣情報調査室、公安調査庁などの各種情報機関が収集している全般に及ぶことになる。したがって、特定有害活動（スパイ行為等）や共謀罪捜査の名の下に行われる個人情報の収集やプロファイリングに対しても、その目的外での不正利用や不適切な情報利活用を糺す徹底した指導監督がなされるべきである。指導監督が勧告権限の行使だけでは不十分であることが明らかである。よって、個人情報保護法の更なる改正による個人情報保護委員会における行政機関に対する立入調査権や命令権限が認められるべきである。

また、個人情報保護法は、国の安全、外交上の秘密、犯罪の捜査、租税に関する調査については、個人情報保護委員会への事前通知義務の対象外とし（74条2項1号、2号）、個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の対象からも外している（75条2項1号）。

他方、先進諸国の実情をみると、ドイツではデータ保護監察官（データ保護コミッショナー）は立入検査をして、2年に1回、データベースをチェックし、不正があれば削除を要求するなど強い権限を有している。

個人情報保護委員会の個人情報データベースの立入検査などによってこのような捜査機関や情報機関を含む行政機関を規制の対象とすべきである。そのことで、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度とし、公権力が私的情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法等を定めた法制度を構築すべきである。

さらに、個人情報保護委員会の国会に対する年次報告も、従来のもものでは全く不十分である。同委員

会による監督が実際に機能しているか否か、ひいては国民のプライバシーや個人情報保護が守られているかを確認するためには、同委員会の年次報告による個人情報利活用の透明性の確保が必要である。そこで、個人情報保護委員会は、すべての行政機関についての厳格かつ適正な調査とその結果、今後の改善すべき点などについての詳細な報告を、国会に対してなすべきである。

以上のような監督権限を適切に行使するために、個人情報保護委員会の組織を、少なくとも公正取引委員会並みに、常時800名程度の職員と各地方事務所を有する組織に拡大強化することが必要である。このような改善がなされなければ、自由権規約17条に反する事態が生じることとなる。

(6) 日常的な預貯金口座を個人番号で管理することを強制してはならない

デジタル関連6法の中には公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律も含まれている。

上記の2つの法律は、民間分野での個人番号の利用範囲を拡大するものであり、自由権規約17条の保障に反することとなる。

これらの懸念を払しょくするための抜本的な見直しが必要不可欠であるが、当面少なくとも、今後の更なる制度改革によって日常的な預貯金口座が個人番号で管理されることを強制することのないことを徹底するように求める。

(7) プライバシー権保障の充実のため、情報機関に対する監視システムが必要不可欠

そもそも、社会のデジタル化を進めるにあたっては、これによって侵害される危険性の高まるプライバシー権の確実な保障につながる法制度の導入を同時に行うことが不可欠である。しかし、デジタル関連法制定過程では、この点の配慮が全くなされていない。日本においても、インターネット、監視カメラ、GPS装置など、大量の情報を集積する技術が飛躍的に進歩し、マイナンバー（共通番号）制度も創設され、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「組織犯罪処罰法改正法」という。）により、いわゆる「共謀罪」が多数新設された。そのもとで、捜査の拡大によって市民に対する監視が強化されることへの懸念が指摘されている。

人は監視されていると感じると、自らの価値観や信念に基づいて自律的に判断し、自由に行動して情報を収集し、表現することが困難になる。すなわち、プライバシー権は、個人の尊重にとって不可欠な私的領域における人格的自律を実現するとともに、表現の自由の不可欠な前提条件となっている。そのことから、立憲民主主義の維持・発展にも寄与する極めて重要な基本的人権なのである。

特に、内閣情報調査室、公安調査庁、自衛隊情報保全隊、警察（とりわけ警備公安警察）、さらに、新設された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」について内閣府に設置される予定とされる収集された住民などの個人情報等の分析機関、

今後新たに設置される予定とされる警察庁サイバー局・サイバー直轄隊などの活動については次の制度が必要不可欠である。個人情報保護委員会とは別個に、独立した専門の第三者機関が、職権で、特定秘密や情報機関の集めた情報、デジタル庁が共通仕様化した情報等の中身までをチェックし、これに対し是正の勧告・命令ができる制度である。

2016年5月5日に発効したEU捜査等機関データ保護指令41条も、捜査や犯罪予防、諜報などの活動を行う機関に対し、同指令の遵守を監視する1つ以上の独立した公的機関を規定するよう義務づけ、その公的機関はGDPRに基づいて設立されるデータ保護機関を指定してもよいとする。

我が国においては、第三者機関による監視の仕組みのない情報機関が多く、あったとしても実効性に欠けているため、国際的なプライバシー保護水準に到達していない。

それゆえに、自由権規約17条によるプライバシー保護を実現するため、情報機関の活動に対して、個人情報保護委員会に加えて、独立した専門の第三者機関による実効的な監視・監督システムが必要である。この課題はデジタル庁の活動に合わせて実現されるべきである。

第2 重要土地調査規制法

1. 求める勧告

土地規制法は恣意的拘禁を禁じた自由権規約9条、プライバシーと思想良心の自由を保障した規約17、18条、表現の自由を保障した規約19条に違反する。日本政府はこの法律を廃止しなければならない。

2. 勧告の理由

(1) 土地規制法の成立に至る流れと法の概要

政府は、3月26日に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(土地規制法)を閣議決定し、国会に提出した。この法律は、国会の最終日6月16日の未明に、立憲民主党、共産党、社民党、沖縄の風など野党の反対にもかかわらず成立した。

この法律は、2020年12月10日に自民党の「安全保障と土地法制に関する特命委員会」が行った提言をもとに、内閣提案の法案として国会に提出された。政府の「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」においても、同様の法制度の採否が検討された。この会議の報告は、外国資本による広大な土地の取得が発生し地域住民、国民の間に不安や懸念が広がっていることを立法の根拠として指摘していた。

法5条は、「内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。」と定めている。

法6条は、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。」と定めている。

さらに、法7条は、「内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときは、同項に規定する情報を提供するものとする。」と定めている。

法8条は、「内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その

他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めている。

法9条は、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。」と定めている。

そして、法25条は、「第9条第2項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と定めている。

つまり、この法律は安全保障上重要な施設や国境に係る離島の機能を妨害する行為を防止することを目的とすると定めている。そして、自衛隊やアメリカ軍基地、海上保安庁の施設、それに原子力発電所など重要インフラ施設のうち、政府が安全保障上重要だとする施設の周囲おおむね1キロ、また国境に係る離島を「注視区域」に指定する。

その区域内の土地や建物の所有者、借りている人さらにはその関係者までについて個人情報を収集し調査する。対象者は日本人か外国人は問わない。

必要に応じて報告を求め、応じない場合には、罰則が科される仕組みとなっている。妨害行為が明らかになれば、中止するよう勧告でき、これに従わない場合には、罰則を伴う命令を出すことができるとされているのである。

また、法12条は、特に重要とする施設周辺や離島は、「特別注視区域」に指定し、13条は、「特別注視区域」においては、調査に加え一定面積以上の土地や建物の売買には、事前届出を義務づけている。このような届け出を怠ったときも、法26条によって、6月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するとされている。

法施行まで政府側のスケジュールについては、内閣官房・重要土地調査法施行準備室によれば、2022年6月22日までに施行したうえで、基本方針・政令・省令（内閣府令）は9月22日までに決定する（全面施行）。「土地等利用状況審議会」も6月22日までの施行後に設置する。政令・省令はパブリックコメント手続にかけるが基本方針については当初パブリックコメントに付さない方針とされていたが、この方針は見直される可能性がある。

(2) この法には立法の根拠となる事実が認められない

政府は、自衛隊施設周辺の外国資本による取得が相次ぎ、自治体から意見書が上がっていることをこの法律の立法化の根拠としていた。しかし、意見書は1800自治体中わずか16件で、問題が起きているとされた千歳市、対馬市からは出されていなかった。また、2020年の予算委員会では、政府は外国人の土地取得によって基地機能が阻害されているような事実（立法事実）は、明らかになっていないと答弁していた（2020年2月25日衆院予算委員会第8分科会）。

法案提出後の2021年5月11日衆院本会議では、小此木内閣府担当大臣は、安全保障のリスクを回避することを理由に「答弁は適当でない」と答弁そのものを拒否した。その後も、大臣の答弁は迷走し、「（立法事実を）探していかなければならないという意味も含めて何があるかわからないことについて調査をしっかりと進めていかなきゃならない」（5月26日）、「不安は雲をつかむようなもので、まずは調査しようという目的」（6月15日）などと変転した。

このように、国会審議は立法事実の有無が秘密のベールに覆われた異常な状況のまま終わり、法律は成立してしまった。

(3) 要塞地帯法下の呉や函館では何が起きていたのか

この法律は、戦前の社会を物言えない社会に変え、日本の敗戦によって連合軍・国連によって廃止された軍機保護法、国防保安法とセットで基地周辺における写真撮影や写生まで、厳罰の対象とした要塞地帯法(明治32年7月15日法律第105号)を、対象施設を拡大して現代によみがえらせた法律である。

呉市や函館市には、今も「要請地帯標」が残っている。戦前の要塞地帯法の下で、指定がなされると、市民生活上の写真撮影やスケッチまでが法違反として特高警察・憲兵の摘発の対象とされた。

この、要塞地帯法と比較すると、この法は、事前に住民や関係者の調査が広汎に行われること、軍事施設だけでなく、原発などの生活インフラにまで監視対象を拡大している点で、より広範な規制となっているといわなければならない。

(4) 刑罰につながる要件があいまいで、政令ないし総理大臣の判断に委ねられていることは自由権規約9条に違反する。

この法律の第一の問題点は、法の規定する概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっていることだ。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定め、「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかについても政府が定める基本方針に委ねている。基本方針においても、「機能を阻害する行為」を例示するだけで、完全なリストは作成しない方針とされる。

重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、政令で指定するものを含むとされ、原発

を含むことは繰り返し政府が言明しているが、その他の発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる概念となっている。

また、調査の対象者についてどのような情報を調べるのかについても政令に委任されている。さらに調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについては、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判断に委ねられている。

このように、この法律の下では、刑罰の対象とされる行為の要件が法律に明示されていない。刑罰の構成要件の明確性を求めている自由権規約9条に違反する立法である。

6月14日に参議院内閣委員会で実施された参考人質疑では、与党が推薦した、立法の根拠とされた有識者会議の委員でもあった吉原祥子氏から「条文案を読むだけでは様々な憶測が広がる恐れがあることを痛感した。しっかりと議論をしていかなければ、国民の様々な解釈を呼んでしまう」との懸念が示された。しかし、法案の修正すらされなかった。

(5) 恣意的で広範な個人情報の収集と利活用はプライバシーの権利を保障する規約17条等に違反する

1) 法によって予想されるプライバシーの侵害

法7条は、重要施設周辺の土地・建物居住者や仕事や活動で往来している者の個人情報を収集としている。「施設機能」を阻害する行為をするおそれがあるかどうかを判断するためには、その者の住所氏名などだけでなく、職業や日頃の活動、職歴や活動歴、あるいは検挙歴や犯罪歴、交友関係、さらに思想・信条などの情報が必要となる。重要施設の周辺1キロに居住したり、その地域に出入りしているだけでこれらの個人情報を内閣総理大臣に収集され、監視されることになる。

法3条は、「個人情報の保護への十分な配慮」「必要最小限度」などと規定している。しかし、これらの気休めともいえる規定が実効性のある歯止めとなる保証はどこにもない。

法8条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、「利用者その他の関係者」に情報提供を義務付けている。「関係者」は従わなければ処罰されるので、隣人・知人や活動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなる。まさに隣人を密告することを強要する規定となっている。

2) 横田基地訴訟原告団名簿について

すでに、同法の制定前においても、政府は、各省など行政機関が保有する一定の「個人情報ファイル」について、民間事業者に向けて、利活用する事業の提案を募集している。特定の個人が識別できないように加工することが前提とされており、2016年の行政機関個人情報保護法の改定に基づく制度であり、17年度に始まっている。2020年12月、防衛省が利活用の提案を募集した個人情報ファイルには、「横田基地夜間（飛行）差止等請求事件ファイル（訴訟原告名簿）」など同裁判に関わ

るものが15本もあった。これらのファイルには、氏名、住所、年齢、生年月日、控訴の有無、陳述書の提出の有無、損害賠償金額やその内訳も記されており、極めて機密性の高い文書である。提供までに非識別加工がされるとはいえ、別の情報と照合すれば、個人が識別されることが危惧される。同訴訟の原告団と弁護団は2021年3月、直ちに提案対象ファイルから削除し、原告らの情報を訴訟外で一切利用しないことを求める申し入れを防衛省に行った。

2021年4月14日田村智子参議院議員（日本共産党）がこの問題を、デジタル庁関連法案の審議の場でとりあげ、基地訴訟の個人情報を民間事業者に提供することは原告らの個人情報保護を危うくすると同時に、市民活動の萎縮につながる重大な事案だとして、提案募集の取り下げを求めた。これに対し、菅首相は「令和3年度は提案募集を行わない」と答弁し、提案募集は取り下げられることとなった。申入れの成果が結実したといえるが、同様の人権侵害が他にもある可能性が危惧される。このように、土地規制法は、プライバシーの権利を保障した自由権規約17条、思想良心の自由を保障した自由権規約18条に反する。

- (6) 軍事目的の事実上の土地収用が可能になり、基地や原発の監視行動も規制の対象とされる可能性がある法は表現の自由を保障した自由権規約19条に違反する

1) 軍用目的の土地収用が可能に

法11条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣が買取りを求めることができる。命令に従わなければ処罰される。これは重要施設周辺の土地の事実上の強制収用である。

土地収用法は戦前の軍事体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍事目的を含めていない。軍事的な必要性から私権を制限する土地規制法は憲法前文と9条によって保障された平和主義に反するものである。さらに、権利制限を受ける市民は、本来それらの指定や勧告・命令に対して不服申立てができるようにすべきであるが、法にはそのような不服申し立て手段は定められていない。

2) 基地監視行動に対する制約の危険

基地や原発の監視行動も規制の対象とされる可能性がある。米軍機による騒音や超低空飛行、米兵による犯罪に日常的に苦しめられている沖縄や神奈川などの基地集中地域では、多くの市民が自分たちの命と生活を守るために基地の監視活動や抗議活動に長年取り組んできた。自衛隊のミサイル基地や米軍の訓練場が新たに作られ、作られようとしている先島諸島や奄美、種子島も同じ状況だ。

このように、基地や原発は自由民に被害をもたらす迷惑施設であるにもかかわらず、自分たちの命と生活を守るためにやむにやまれぬ基地監視行動が規制と監視の対象にされる可能性がある。

政府は、このような監視行動は規制の対象としないと答弁している。政府有識者会議の提言中には、基地監視活動を規制対象とすることを前提とした記載があるし、法文上にも限定はなく、このような答弁が有効な歯止めとなるとは考えられない。

3) 改正ドローン規制法によって基地取材が大幅に制限された例がある

また、当初は特に人権侵害の懸念などはもたれていなかった法律が、知る権利を奪い、知ろうとする人々を犯罪予備軍として監視対象にするに至った例として「ドローン規制法」の例がある。

市街地でのドローン（無人小型機）の事故が相次いだこと、首相官邸屋上に1機が墜落していたことが発見されたことを契機として、2016年に「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（ドローン規制法）」が成立し、施行された。罰則付きの法律である。2019年の「改正」では、対象に「防衛施設」が追加され、法律名も「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」と改題された。この法律に基づいて防衛大臣は、「防衛施設」の周囲概ね三〇〇㍎も規制区域に指定できることとなった。基地などの軍事施設の実態を、市民の眼から隠すものではないか、という懸念が強まった。

改正ドローン規制法の下で制定された2020年9月施行の政令で、懸念は事実となった。このとき初めて在日米軍の施設が具体的に対象施設として指定された。キャンプ・シュワブも対象とされ、さらに隣接する海域、即ち辺野古新基地建設工事現場の上空もドローン飛行禁止区域とされた。沖縄で反対運動の続く辺野古新基地建設の現場を、ドローンを使って確認し撮影することが事実上禁止されてしまったのである。

「申請をし、飛行の許可を受ければ撮影できる」というのだが、これまで工事現場での赤土流出などの不正工事を暴いてきたNGO及びドキュメンタリー映画制作会社に対しては、「在日米軍の同意が得られない」等の理由で範囲と地理的・時間的範囲を縮小するよう再三にわたって申請し直しをさせ、半年後以上経ってようやく許可されても、遠方からの撮影しかできず、工事の進捗状況を知り、不正工事等を監視する活動が封じ込められている。

さらに、上記団体のメンバーがキャンプ・シュワブ付近でドローンを飛行させるだけで（飛行禁止区域内で飛行させてもいないのに）警察官が駆けつけ、監視・介入をすることが日常化し、自由な取材活動、及び市民の知る権利が甚だしく侵害されている。

これに、土地規制法による規制が重畳することにより、さらに制約が大きくなることが危惧される。

(7) 外資による基地周辺の土地取得の禁止はされていない

不思議なことに、この法律は外資による基地周辺土地取得の危険性を制定の根拠としているが、外資による土地の取得自体は規制をしていない。政府は、「法の目的は、安全保障の観点からの土地の不適切な利用の是正又は未然防止であり、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でない。また、専ら外国資本等のみを対象とする制度を設ければ、内国民待遇を規定した、サービス取引に関する国際ルールであるGATSのルールにも抵触する。」と説明している。

しかし、政府の調査によれば、海外における類似の制度として、米国では2020年2月に、「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」の審査対象に、軍事施設近傍の不動産の購入等が追加され、大統領に取引停止権限が付与されたという。オーストラリアでは、「国防法」に基づき指定されるエリア内において、建造物の撤去等が可能とされているほか、「外資による資産取得及び企業買収法」により、外国人が一定額以上の土地の権利を取得する場合には、事前許可制の対象とされている。もし、仮に政府の説明するような立法事実が否定できないとしても、それに対する規制方法としては、まず米国やオーストラリアのように基地周辺の土地の外資取得を制限すれば十分だったはずである。

基地と原発周辺の市民全体を監視対象とし、刑罰の威嚇によって行動をコントロールしようとする重要土地規制法案は、明らかに目的とのバランスを欠いており、異常な法制度となっている。

(8) 自治体レベルでの廃止・抵抗の動きが始まっている

沖縄県の北谷町、名護市、中城町、北海道の旭川市などで、法の廃止、改正などを求める意見書・決議が採択されている。沖縄県北谷町議会（亀谷長久議長）は定例会で、「土地規制法」の廃止を求める意見書を賛成多数（賛成12反対6）で可決している。意見書では、土地規制法は「基地周辺で暮らす住民のみならず、その土地の利用者をも調査・監視できるような内容」と批判し、「北谷町のみならず沖縄全土が注視対象区域とも言われ、個人情報が入手されることなども懸念され悪法とのそしりは免れない」と危機感を示している。また、「基地周辺住民、県民全ての私権、財産権すら脅かされ、負担感は増すばかりで本来守られるべき国民は置き去りにされ本末転倒だ」としている。また、名護市の決議では、「本法第22条による内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること」「外部機関への市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること」などが決議されている。

(9) 結論

よって、我々は、人権委員会に対して、土地規制法の廃止を政府に勧告するように強く求めるものである。

別添 1：日本学術会議法（Law No. 121, 1948）

前文

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。